

NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6316-8858

神戸オフィス tel 078-371-5120

新設!

中小企業雇用安定化奨励金 (有期雇用者を正社員へ転換させる制度を導入した企業への奨励金)

中小企業雇用安定化奨励金とは？

契約社員やパートタイマーなど期間を定めて雇用している従業員を、平成20年4月1日以降に新たに正社員として転換する制度を設け実施した中小企業事業主に対して奨励金が支給されます。

受給できる事業主

- (1) 雇用保険の適用事業主であり、中小企業事業主であること。
- (2) 新たに有期契約の労働者を通常の労働者（正社員等）に転換させる制度を設け、就業規則に定めその就業規則を届出していること。
- (3) 就業規則に定めた正社員転換制度に基づき、1人以上を通常の労働者に転換させ、転換制度を公正かつ適正に実施していること。
- (4) 申請事業主が、労働保険料を2年間を超えて滞納している場合、また労働関係法令の違反を行っている場合など不支給要件に該当しないこと。

*上記の条件をすべて満たすことが必要です。また、転換制度を平成20年3月31日までに就業規則に定めている場合は対象になりません。

受給できる額

	要件	支給額	申請期限
転換制度 導入事業主	新たに転換制度を導入し、かつこの制度に基づいて直接雇用する有期契約労働者を、1人以上通常の労働者に転換させた場合	1事業主に つき35万円	対象労働者に通常の労働者としての1ヶ月分の基本給を支給した日の翌日から1ヶ月以内
転換促進 事業主	転換制度を導入した日から3年以内に、直接雇用する有期契約労働者を、3人以上通常の労働者に転換させた場合	1人目から 10人を限度 として対象 労働者1人に つき10万円	対象労働者に通常の労働者としての6ヶ月分の基本給を支給した日の翌日から1ヶ月以内

※対象となる労働者が母子家庭の母等である場合は、拡充措置があります。

※対象となる労働者は有期契約労働者として6ヶ月以上直接雇用され、雇用保険の被保険者であること、また転換後も引き続き雇用されることが条件です。

※通常の労働者とは、事業所においてフルタイムで働く労働者の所定労働時間の9割以上の労働時間の長さで働く人をいいます。

○取扱機関 事業所所在地のハローワーク（助成金デスク）